

（午前10時30分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）皆さん、おはようございます。何回一般質問をしても緊張いたします。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は二点。

まず、一点目は、LGBTの理解と支援、人権教育についてです。

電通ダイバーシティ・ラボによる2015年の調査によりますと、人口の7.6%がLGBTに該当するということです。13人に1人の割合だということです。また、2018年の調査では8.9%、11人に1人の割合だということです。

人が自分の性別について認識を始めるのはいわゆる物心つく頃が多いとされています。この頃から出生時に割り当てられた性別に違和感を持つ子どもたちがいるということです。そのときに周りがどういう対応をするのかによって、その後の成長に影響があるのではないのでしょうか。あるがままに受け入れる環境をつくるためにも、人権研修が大事だと思います。

以下三点について、質問を行います。

まず、一つ目、橋本市のLGBT施策の基本方針について。

2番目、市民に向けての啓発支援。

3番目、教育分野における取組について。

平成26年12月議会で同僚議員が質問を行っています。このときの教育長の答弁は、現職教員としてしっかり学習に取り組んでもらえ

るように、また指導してまいりますということでした。その後の取り組みについてお尋ねします。

二つ目は可燃ごみについてです。

今年の4月から、全市で可燃ごみの収集が週1回となりました。4月、5月の2カ月の取り組みについて問います。

一点目、市民からの問い合わせなど、どのようなものがありますか。

二点目、収集業者からの意見はどうですか。

三点目、可燃ごみ用の袋は現在、大小2種類ですが、もっと増やしてほしいという声があります。大だとまだ余裕があるのだけど、次は1週間後でないと出せないの、大と小の間ぐらいのができないだろうかという要望でした。

ごみ袋が大1枚で50円は高いという声は今もあります。できるだけいっぱい入れたいというのが市民の思いだと思うのです。例えば、岡山市では5種類あります。また、生活保護世帯や低所得世帯には家庭ごみ有料化に伴う減免措置として一定数配付をしています。橋本市でもできないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さんの質問事項1、LGBTの理解と支援、人権教育に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）LGBTの理解と支援、人権教育についてお答えします。

まず、一点目の、橋本市のLGBT施策の基本方針についてですが、市では現在、橋本市人権施策基本方針に基づき、人権行政に係るさまざまな取り組みを推進しているところ

です。しかしながら、本基本方針は平成20年3月に改訂したものであり、議員おただしのLGBT施策に関しましては、性同一性障がい者の人権ということで、今後取り組むべき人権課題として位置づけをしているものの、具体的な記載はされていません。

市では平成29年度に橋本市人権に関する市民意識調査を実施するとともに、平成30年度にその調査結果を分析し、報告書を取りまとめたところであり、本調査においては議員おただしのLGBT施策、すなわち性的マイノリティについての設問も加味しながら調査、分析を行っています。

また、今年度はこの調査結果も検証しながら、橋本市人権尊重の社会づくり審議会を開催し、本基本方針の改訂作業を進めていく予定です。

LGBT施策につきましては、これに特化した基本方針というものではないものの、この人権全般に係る基本方針の改訂作業の中で、審議会のご意見も賜りながら、十分検討してまいりたいと考えています。

次に、二点目の、市民に向けての啓発支援について、お答えします。

本市では平成27年7月に、市職員対象の人権研修において、セクシャルマイノリティの人権について研修を行い、それ以降、LGBTを象徴するレインボーシールを市庁舎等の多目的トイレに張るなど、LGBTの方々に対する配慮をしつつ、セクシャルマイノリティに優しい市をアピールしてきました。

また、平成27年10月に橋本市男女共同参画推進条例を施行しており、その第8条において、性的指向及び性自認による差別の禁止を明記しているところであります。また、平成28年度には、性的マイノリティに係るDVDを活用しながら、市内事業所において研修会を実施するとともに、市民向けに「性の多様

性を知るための基礎の基礎」というテーマで研修会も開催しました。

さらに、平成30年度においては、広報はしもと10月号においてLGBTについての啓発記事を掲載し、また、11月には市民を対象とした人権講演会、人権啓発の集いにおいて、セクシャルマイノリティ当事者であるシンガーソングライターの悠以さんを講師にお招きし、「自分らしく生きる」というトーク・アンド・コンサートを開催し、約450人の方々の参加を得ているところです。

今後も引き続きLGBTに係る啓発事業に取り組んでまいります。

○議長（土井裕美子君）教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）平成27年4月30日に文部科学省から「性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」との通知が出され、また、平成28年4月に同省から教職員向け資料が示されました。

本市では校長会において、これらの資料により、各小・中学校にも対象となる児童生徒が在籍することが考えられること、相談があった場合には個々に応じたきめ細やかな対応を行う必要があることなどについて指導し、全教職員に対して周知を図ったところです。

各小・中学校では教職員がLGBTに該当するのではと感じた児童生徒の情報や見立てについて職員会議等で共有し、市内全教職員がLGBTについての知識を共有することにより、悩みを抱える児童生徒の相談があった場合に速やかに対応できる状況ができつつあると考えています。

また、平成27年度に改訂した中学校用人権教育副読本「しあわせ」では、和歌山市在住のプロボクサー、真道ゴーさんを取り扱った教材を掲載しています。この方は女性として生まれ、男性の心を持つ性同一性障がいと自

ら公表された方で、ボクサーとして頂点をめざしながら、スポーツを通して勇気や希望を子どもたちに与えたいと活動されており、この副読本はこれまでの苦悩や現在の思いを取り扱った内容となっています。

小学校用人権教育副読本「しあわせ」でも、男だから、女だからといった先入観や枠にとらわれない生き方をしようという内容について繰り返し取り扱っており、小学校段階から性差にとらわれない生き方についての学習を進めています。

現時点でLGBTに該当するとして相談が寄せられているケースはありませんが、悩みを抱える児童生徒が相談しやすい環境を構築するとともに、対象児童生徒に対してきめ細やかな対応ができるよう、引き続き教職員の意識を高めてまいります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）それでは、1番のことで再質問を行います。

これから橋本市人権施策基本方針の改訂を行い、その中にも盛り込んでいくというふうに答弁されたと思うんですけども、まず、支援するとか相談する窓口というのは、現在はどこになっているのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）窓口としては人権男女共同推進室のほうで受けております。ただ、庁内いろんなところにそういう問い合わせもあると思いますので、そういった情報も一元化するように努めております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）そうしましたら、いろいろなところで相談があったことも全部この人権男女共同推進室のほうに集められるというか、集中されているいろいろ検討されていく、

また、いろいろ問題があったときには庁内全体でも共有していくということによろしいでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）やっぱり、意見であるとか相談であるとか、これを一元化するということは非常に大事なことであるのと、あと、それをどうやって情報共有していくかと、ここも非常に大事なポイントでありますので、それについては、関連するといえますか、なるべく庁内の中で情報共有はしていきたいと、このように思っております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）心の性に従って暮らす当事者の多くの方が、生活実態と公的書類上の性別が異なるためにさまざまな困難に直面しているということです。これは本で読んだことですが、例えば、戸籍上の性別と外見が異なるために役所の窓口でトラブルになる、また、医療機関で健康保険証を出せば本人のものかどうか疑われる、そういうことがあるということです。

そこで、橋本市では各種申請書の性別の記入についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）各種申請書における性別の記入ということについては、男女共同参画推進条例が施行されまして、平成28年度において庁内でいろいろ協議を行いました。結果的に、目標として平成29年度中に、いわゆる法的に拘束されているものは別として、そうでないものについては性別の記載を省略していこうという方針のもとに現在進めております。

ただ、システム改修とかそういう問題もございまして、それについてはその改修の折にその表記をなくしていくというような方向

で現在進めております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）見直しをされたということなんですけれども、例えば、身分証明書として免許証であるとか、橋本市でいえば国民健康保険証であるとか、また、マイナンバーカードであるとか、そういうものは身分証明書として使われると思うんですけれども、免許証は男女のは書いていないんです。

だけでも、国民健康保険証を見ますと、表の欄に性別が書いてありまして、健康保険証というか、医療機関で性別のことでいろいろ言われるのが嫌でお医者さんにかからずの手遅れになるとかという例もあったそうなんですけれども、国民健康保険証について、性別を例えば表ではなくて裏に書くとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）現状の調査の中でですけども、国民健康保険証につきましては、国民健康保険法施行規則というのがありまして、国民健康保険証の表面に性別を記載するようにということになっております。ただし、やむを得ない場合、本人からの申請があれば国民健康保険証の裏面に戸籍上の性別を記載することが国からの通知によって認められております。

ということで、今、議員おただしの件につきましては、最初から裏面へ表記するということについては、あくまでも本市の裁量で対応できかねるという感じにはなっております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）法律でということなんですけど、例えば、本人から申請があつて裏面に書くことはできても、そうすると、表に書いていないということは何らかのことがあるのかなと、また疑われるといいますか、結局は表に書いてあるのと同じことになってし

まうのではないかと思います。

そういうことからいえば、法律は法律かもしれないけれども、全ての人の人権を認める、また、生活に支障のないようにしていくということでは、性別の欄が目に見えやすいところにあるのとないのとでは大きく違うと思うんですけど、法律は抜きにして、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほどの答弁と同じような答弁になるんですけども、国民健康保険については国の制度であり、国の法律によって決められております。

その中で、やむを得ない場合は裏面に記載するとなっているんですけども、今、議員おただしのように、裏面に書いたとしても戸籍上の男女の性別は記載しろとなっております。今おっしゃったように、表面にない場合、裏面を見たらわかるやないかというのはそのとおりだと思いますけども、国の制度でありますので、現状では抜くのは難しいかなと思っております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）いや、裏面見たらじゃなくて、表にないこと自体がもうそこで、何というか、ほかと違うというふうに思われるんじゃないかなと。今だったら、申請した人だけが裏であるので。その辺について人権上というかそういうことでは、法律上では決められているけれども、人権の面からいえば、それでいいと思われませんかという質問です。もう一度お願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）人権の面ではそういうふうに私も認識しておりますけども、法律上は今のところやむを得ないかなと思っております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番(阪本久代君)やむを得ないとはいえ、思いは同じだということがわかってよかったです。

次に、先ほど紹介した電通のダイバーシティ・ラボの調査なんですけれども、これは2018年の分であれば、2018年10月に全国の20歳から59歳の個人6万名を対象に調査が行われたものです。

その中で、LGBT層の人にとって、職場の環境というかそういうことについて問うたところ、職場の上司へのカミングアウトについては50.7%が抵抗があると。抵抗がない人は21.1%。また、職場にサポート制度がないと回答した方は54.5%で、職場に十分なサポート制度があると考える層は5.5%。

この職場のサポート制度というのはどういうものがあるかといいますと、同性婚でも配偶者手当を支給するなどの福利厚生や、LGBTへの理解を促進する社内イベント・勉強会の実施、トランスジェンダーも使いやすいトイレの設置などということがあるそうです。

今のところ市役所の中では問題はないというふうに先ほどもおっしゃられたと思うんですけれども、ただ、20歳以上の方の調査で11人に1人の方がLGBTであるというふうな調査結果でありますので、それでいうと、市役所の中にも実は何人かの方が、その対象の方がいらっしゃっても不思議はないというふうに思います。

ただ、やっぱりなかなか言い出せない、周りには言えないということがあると思うんですけれども、その辺での言いやすい環境であるとか、言ったことによって不利益にならない、また、いろいろなサポートが受けられるというふうな形になるということが大事だと思うんですけれども、その辺ではどのようにお考えでしょうか。

○議長(土井裕美子君) 総合政策部長。

○総合政策部長(上田力也君) 職場の環境対策という、そういうおただしになるのかなというふうに思っているんですけども、まず、基本的に見えないというところが一つ大きな問題があって、見えなければ気づかない、気づかなければ関心がないという、ベースにはそういうものがあるのかなということなんですけども、ただ、確実に、調査によりまして、やっぱりもう今であれば11人に1人という、そういう方がそういう、性同一性障がいをはじめとする、そういう状況でもございますので、やはり市としても、先ほど壇上からお話しさせていただきましたけども、研修であるとかイベントであるとか、そういった機会を通して職員自身も理解を深めていく。

多様性といいますか、これをどこまで、とにかく認め合うかということと、やっぱりその中には個人の尊厳という人権的な大きな問題が隠れておりますので、そういったことも役所の職場の中でも啓発にこれからは努めていく必要があるというふうに思いますのと、先ほど福利厚生という話もあったんですけども、それについては、一部の企業ではそういうふうなこともされているかと思っておりますけれども、それについてもいろいろ今後検討課題ということにもなり得るのかなというふうに思っております。

○議長(土井裕美子君) 11番 阪本さん。

○11番(阪本久代君) 検討のほう、よろしくをお願いします。

市民向けの啓発支援に移ります。

先ほど、今までも取り組んでこられているんですけれども、やっぱり1回限りとかいうんじゃないなくて、本当に継続的にこれはしていかないとけないと思いますし、今後も取り組んでいきますという答弁でしたので、よろしく願いいたします。

3番のほうにいきます。

校長会でもお話しされて、また、全教職員の中でも意識は統一されているという。教職員の多忙化ということが言われている中で、研修の時間をとるとか認識を一致させるということは本当に大変なことだと思うんですけども、また、多分、各学校でそれに取り組まれたということだと思うんですが、その辺ではどのように取り組まれてきたんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教職員の多忙化がある中で、現職教員、どのように取り組んでこられたのかというご質問だと思います。

まず、教職員の気持ちといいますか、規則や校則等に縛られるのではなくて、まず、はじめに子どもありきという部分を大事にする必要があると思っています。そして、どれだけ子どもの気持ちに寄り添えるのか。この部分が非常に大事なかなと思います。

確かに多忙化の中で、子どもに寄り添う余裕、また、子どもがはじめにありきと思える余裕というのは、教師生活の中で失われる可能性や危険性というのは多分にあると思います。そんな中でもやはり温かい職場、人権の生きる職場づくり、これが基本かなと思っています。

それと同時に、先ほど少し紹介させていただきましたが、橋本市がつくっている人権教育副読本「しあわせ」、これはまた見ていただいたらと思うんですけども、全国的にも誇れるすばらしい副読本だと私は思っています。これは総合的な授業、2時間ないし3時間のところで行うんですけども、総合的な授業も、話が長くなりますけども、いろいろしなさいよということが出てきています。実際、私自身はこの「しあわせ」が原点であります。「しあわせ」をしっかり教えてほしいと思っています。これはもう校長会その他のところ

でもお願いしているところです。

LGBTにかかわっていえば、先ほどもお話しさせていただいたように、みんな違ってみんないいという教材があります。これらもしっかり教えてほしい。それから、先ほどのいわゆる真道ゴーさんのお話、「自分らしく生きる」、これは中学校3年生のテーマなんですけども、こういう「しあわせ」の本を使って、子どもたちに教え込むのではなくて、心に入る、しみ入るような、そんな授業展開をしてほしい。また、そういう時間的余裕をつかっていきたいと、そのように考えています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

先ほども言われましたけど、まず、どういう形であらわれてくるのかということを知らなかったら気づかないし、その辺ではやっぱり研修というのも大事だと思うんです。

また、今のところは具体的な例はないということなんですけれども、制服に違和感を持ったり、トイレが学校ではようせんとか、また、体育やプールの授業で着替えるときにためらったりとかというケースが本当はないのか。気がついていないだけなのかということから辺が一番、先ほどから、余裕がないとなかなか気づかないのではないかなというふうに思うんです。

そういう点では本当に、子どもに寄り添う余裕のある職場というか、そういう学校づくりというのは大事だと思うんですけど、本当に、実際には気づいていないだけということはないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）子どもが違和感を感じて、自分の存在に違和感を感じているというのは、なかなかこれ気づきにくいと思います。どこまで寄り添えるかという部分でいうと非常に難しいところがあるのではないかな

と。これも発達年齢に応じて違いますし、また、その違和感も大小あると思います。それが、違和感からつらさ、苦しみ、悲しさと、こういうものになるまでには、もう寄り添いの中で感じられるのではないかなと思っています。

ただ、制服、トイレ、着替え場所等につきましては、やはりこれは子どもが担任する教職員やその他の教職員に、自分はこうなんだというふうな話しやすい人間関係をつくるのが一つ。

それから、もう一つは、性差を感じる場所をなるべく少なくする。今、小学校では男女混合名簿、もう既に全ての学校で使っています。中学校については、いろいろ話し合いをしてきました。これは男女共同生活の部分で、十数年前からもう中学校でも男女共同名簿をつくろうよという話がありまして、ところが、健診とかいろいろあって、今のところは男女別になっていますけども、来年から橋本市の中学校も男女共同名簿にしていくという予定というか、そういう形をとろうとしています。

これも差異を感じる場面をなるべく少なくするという、そういうことだと思いますし、先ほどお話しさせていただいたとおり、いろんな場面で子どもたちの思いを聞いて、そして、子どもたちに寄り添った解決というのは、制服やトイレでも可能だと私は思っています。そういう形で取り組んでいきたいなと思います。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）具体的にどういう形で出てくるのかということはありませんけれども、できるだけ、本当に子どもたちに寄り添って、よろしく願いいたします。

1番を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、可燃ごみに対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）可燃ごみについてお答えします。

本市では、かねてより生ごみ堆肥化・減量化運動に伴うごみ減量に積極的に取り組み、福祉施策の充実などに努めてまいりました。3年間の夏期追加収集の経過措置はありますが、本年4月から、中高層マンションを除いた全市で可燃ごみ収集が1回となりました。

まず、一点目の、市民からの問い合わせなどについてお答えします。

以前より議員からも提案いただいたとおり、方針決定以降、期間をかけ、できるだけ丁寧に周知してまいりましたが、これまで住民説明会や区・自治会を通じてさまざまなご意見、ご相談をお受けしています。

今年の3月末までは週1回収集を危惧した、生ごみのにおいや害虫の発生、カラスの被害、ごみ出しなどについて心配のご意見が多ありましたが、4月以降はごみステーションの状況や生ごみの処理方法など具体的にご相談が大半となりました。また、5月には城山台区において、区民と環境部委員に対し別の日時で意見交換会を開催しましたが、高齢化が進み、ごみを遠くまで運べないのでごみステーションを増やしてほしいというご意見や、可燃ごみの収集を2回に戻してほしい、可燃ごみ週1回収集は反対ではないが、夏期の2回収集はずっと続けてほしいなどのご意見をいただいています。

ごみ収集の現場でも、収集日の出し間違いや収集時間の変更による取り残しなどはありましたが、大きな混乱は起こっていません。

次に、二点目の、収集業者からの意見ですが、家庭ごみ収集の受託業者に状況を確認したところ、1袋当たりの重量が重くなっており、1箇所のステーションに排出されるごみ

量が多くなったという意見や、曜日によって収集量、業務時間に隔たりがあるなどの意見がありました。

また、業者自体が市民からの苦情を受けることも多くあるとのことですが、主に収集時間が早くなったことによるものとのことでした。

週1回への移行中の地区の状況については、市も継続して現地の状況を確認しています。

収集回数が減ることによるごみ量の増加については、既に週1回収集に移行していただいている地域の前例から想定し、当該区の役員の方々とともに、ごみステーションの追加やボックスの整備などを順次行っていますので、概ね対応できていると考えています。

また、ごみの収集時間については、収集地区の変更により差が出たものと考えています。もともと道路の込み具合や作業の状況により収集時間が変化するため、市としては、ごみは収集日の朝8時までに出していただくようお願いをしておりますが、ごみ当番の方のカラスネットの管理などの負担を軽減するため、来年以降の委託契約では、できるだけ平準化できるようにコース等を調整してまいりたいと考えています。

次に、三点目の、指定ごみ袋の種類についてお答えします。

議員おただしの岡山市に問い合わせを行ったところ、岡山市では可燃ごみ、不燃ごみ共通で、45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ、5ℓの5種類の指定ごみ袋となっています。岡山市は70万人都市であることもあり、5ℓの極小指定袋でも平均すると年間100万枚発注されており、この数は本市の可燃ごみ（大）の袋の作成枚数に相当します。

指定袋は市ごとに作成しており、製造枚数が少なくなると割高になってしまうため、可燃ごみの袋の種類を単純に追加することは困

難ですが、指定袋の製造単価を抑えるため、複数の分別を共用のごみ袋とすることも考えており、今後、指定袋の種類を整理していく上で、市民のニーズを反映できる部分について検討してまいりたいと思います。

本市ではごみの有料化に際し、リサイクルが困難な可燃ごみ、埋め立てごみについては、ごみ処理費を含んで有料化していますが、ペットボトルやプラ製容器包装など、資源ごみ用の指定袋は製造単価程度の料金で販売することで、ごみの分別、資源化を推進する方針としています。

また、ご存じのように、可燃ごみは堆肥化容器の無償貸与など、費用をかけずにごみを処理できる方法を推進しており、また、紙おむつ使用の乳幼児や寝たきりの方など常時紙おむつを使用される方に対する指定ごみ袋の給付も実施していますが、議員おただしの、低所得者等への指定ごみ袋の別途配布は考えていませんので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）まず、市民からの問い合わせについてなんですけれども、私が住んでいる地域でも、4月、5月は週1回、火曜日が可燃ごみを出す日でした。6月に入ったから火曜日と金曜日と週2回に戻ったんですけど、それで、金曜日、ごみの量はどうかと思って少しか見て回ったら、やっぱり火曜日と変わらんぐらいのごみが出ているというか、やっぱり、みんな2回にしてほしいんやなというのをすごく実感しました。

また、4月、5月のときには、いろんなところで聞いた話ですと、1回に2袋から3袋出すことになっていると。もう早く2回に戻してほしいという、そういうふうな声である



とか、やっぱり週1回になったことに対する不満というのはかなり聞きました。それを直接、市のほうに言われているかというたら、そうではないと思うんです。ただ、不満が鬱積しているというか、そういう状態ではないのかと思うんです。

先ほど、城山台のほうではいろいろな意見を聞かれたということなんですけれども、もっといろんな機会、いろんな場所で直に市民の声を聞いていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）たまたま、今、城山台、熱心に取り組まれております。その例を出したわけですけども、出前講座等もごみの減量化・堆肥化あわせてお声かけいただければ、どんどん出ております。また、学校とか地域にも行っております。そういう形で積極的にどんどんどんどん、もっと地域に入ってご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）よろしく申し上げます。

3番に移ります。

実際問題に、その他プラであるとかは確かに安いんですけど、安かったらすきすきというか余裕のあるような出し方をしているかという、そうではなくて、やっぱり目いっぱい入れているといいますか、プラはプラでやっぱり目いっぱい入れている方のほうが、家庭のほうが多いんじゃないかなと思うんです。

岡山市はたまたま単身赴任でご主人が行かれていて、それでこの話を聞いたんですけど、それで、ホームページで調べてみたら、有料化をしたときにいろいろな減免措置をされていて、その中に生活保護世帯や低所得世帯への減免措置をずっと続けておられること、また、ほかにも、これいいなと思ったのは、剪定した枝とかそういうものは可燃ごみの袋に

入れなくて透明の袋に入れて出したら、もう無料で収集してくれるというのも書いてあって、そんなのもいいなというふうに読んでんですけども、残念なことに、低所得者に対する減免措置はしませんということではあったんですが、せめて生活保護世帯にだけでも、今、生活保護費とかも削減されてきていますので、一定数の配布を検討してもらえないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）おっしゃることは重々理解しておりますが、ごみの経費といえますのはもう皆さまで負担いただいております。当然、生活保護の方がいわゆる基準が下がって困難なのはわかっています。当然、それとまた、年金生活の方も苦勞されているのも存じています。

ただ、同じようにこれは負担いただきたい。下げていくだけ、やはりその費用の分をどなたかにまたご負担いただかなければならないと。できればその生活の中で対応していただきたいように考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ごみの有料化のときにもいろいろ議論はあったと思うんですけども、基本的に、ごみの収集と処理ということは自治体の仕事ですし、また、全市民にかかわる仕事であるというふうに。ですよね。

その中で一定の負担をしてもらうのは仕方がないんだということで有料化はされたわけですけども、でも、一定数出るのはもうやむを得ないといいますか、やっぱりいくら減量してもごみは出るわけですから、その分については、本来であれば自治体のほうが保証すべきではないかなとも思いますし、検討するということは言えないかもしれませんが、要望をして終わります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さんの一

般質問は終わりました。